




項 目	行政指導の対象となる違反内容	行政指導対象者	罰 則
<b>① ペットの適正飼養</b> 	ペットが他の町民に迷惑をかけないよう飼養し、公共の場所や自己が所有又は管理する以外の土地等に排泄をした場合に、放置せず適切に処理しなかった場合	ペットの飼い主 又は管理者	—
<b>② 廃棄物焼却の禁止</b> 	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する方法（公益上、社会慣習上止むを得ない焼却「収穫後の稲わら等や庭先の落葉、枯草等の焼却など）以外の方法で、廃棄物を屋外で焼却した場合	町民（滞在者等を含む）及び事業者	改善命令に従わない場合 30 万円以下の罰金
<b>③ 空き地等の適正管理</b>	空き地等（使用する土地、建物等で、使用していない状態と同様のものを含む）の所有者自ら、又は適正に管理できる者を置かず、適正に管理しなかったことにより空き地等を不良状態にした場合	空き地等を所有 又は権限に基づき占有もしくは管理する者	改善命令に従わない場合 3 万円以下の過料
<b>④ 不法投棄の禁止</b> 	公共の場所及び自己が所有又は管理する以外の土地等に、廃棄物を放置又は投棄した場合	町民（滞在者等を含む）及び事業者	改善命令に従わない場合 30 万円以下の罰金
<b>⑤ 散乱印刷物等の処理</b> 	公共の場所で印刷物等を配布し、当該場所及びその周辺に印刷物等が散乱した場合に、自らの責任で散乱した印刷物等を処理しなかった場合	公共の場所で印刷物等を配布した者	—

項 目	行政指導の対象となる違反内容	行政指導対象者	罰 則
<p data-bbox="161 342 454 421">⑥ 空き缶等・煙草の吸殻等の散乱防止</p>   	<p>公共の場所や自己が所有又は管理する以外の土地等に空き缶等(空き缶、空きびん、その他容器包装類)及び煙草の吸殻等(煙草の吸殻、ガムの噛みかす等)を捨てた場合</p>	<p>町民(滞在者等を含む)</p>	<p>改善命令に従わない場合 3万円以下の過料</p>
	<p>公共の場所等で使用した空き缶等や煙草の吸殻等は、持ち帰り、町で定める分別排出等の方法により適正に処理するか、廃棄物の回収を目的に設置され、適正に管理されている回収容器等へ投入するなど、これらの散乱防止措置をしなかった場合</p>		
	<p>事業活動に伴って排出される空き缶等については、自らの責任において適正に処理し、再資源化に努めなかった場合</p> <p>缶、びん等に入った飲料等を販売する者で、その種類に応じた飲料等の回収容器を設置し、適正に管理しなかった場合</p>	<p>町内で事業を営む者</p>	<p>町内で缶、びん等に入った飲料等を販売する者</p>